



佐賀県公報

平成19年
5月10日
(木曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条例

(三〇〇・議会) 一

公布された条例のあらまし

○佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例（条例第三〇〇号）

- 1 議員のうちから選任する監査委員を一人に減員することとした。（第二条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

○条例

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年五月十日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県条例第三〇〇号

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例

佐賀県監査委員条例（昭和三十九年佐賀県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二人」を「一人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

申購
込読
先料

一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年五月十日印
行者佐賀県知事古川康行

印刷定日
所毎週月
株古川総合
印刷曜日